

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 税金闘争

第二節 所得税闘争

一、シャウプ勧告と所得税 本年度の申告所得税課税総額は一、二二八億円であるが、ほかに過年度の滞納徴収分二七五億円が残っている。政府は五一年三月末までに申告所得税をふくむ過年度分滞納七二〇億円を残らず徴収する計画を立て、農家に対しては確定申告の指導をして徴税の確保をねらった。朝鮮事変後の生産手段消費手段の値上りで次第に農家経済は苦境におち入りつつあるが、相対的な高米価といわれる五、五二九円が支払われたとしてもそれによる所得増加は徴税によって再び農家から奪われることになる。(第一次、第二次シャウプ勧告によって、基礎控除額が引きあげられた、一・五万円から二・四万円、さらに三万円に)青色申告制がとられ、この面では合理的徴税とはなったが、逆に所得が嚴重に把握され、とくに地方税増徴によって事実上収奪が強化される面もあり、日農はじめ各農民団体は新税制を歓迎しながら一面この逆効果に対して警戒している。(たとえば「農民運動資料」第一〇、一一号、四五頁によれば「アメ《減税》を与えてムチ《徴税強化》でしぼり上げるといったところで、アメの効果を本当に吟味することが必要である。)

所得税に対する農民組織の闘争は後掲の闘争事例にみられるように、部分的ではあるが、かなり計画的組織的となり、税法の遵守を主張する合法的闘争と同時に大衆動員による交渉なども併用された。つぎに所得税闘争の中で、部落末端においてもっとも激しい闘争にまで発展した滞納整理に対する闘争経過をみよう。

二、所得税滞納整理に対する闘争 八月末日現在における全国の所得税滞納額は過年度分八五八億円、本年度分二二四億円合計一、〇八二億円、総件数過年度分六一三万件本年度分一五七万件合計七七〇万件に達した(国税庁徴収課調べ)右の内申告所得税の滞納が七五%をしめており、農民の滞納がかなり多いことが推定される。

国税庁は全国の各税務署に対し年内での滞納整理を目標に督促、差押えを強行したので、農村各地に滞納整理をめぐって農民の消極的抵抗から組織的な反撃にいたるまで各種の闘争が展開せられることとなった。農民の抵抗や組織の弱いところでは差押えが不法に強行された場合があり、たとえば「農民運動資料」第八号一八頁によれば、新潟県西蒲原郡漆山村の一農家は、九月七日本人の不在中二四年度分滞納六六、二九〇円に対し、馬一頭、製粉磯、もみすり機精米機、電動機、脱穀機、ラジオ、自動車、リアカー各一台、大型火鉢一個計十点を差押えられ、審査を申請した。また千葉県成田税務署は榎木戸の一農家(昨年度水害のため無収穫で供出は七割免除)に対し、申告せぬばかりに脱穀機、自転車、ラジオ、ニワトリを差押え、その他の農家でも供出麦や秋肥も差押えている。日農茨城県連の調査によれば農民の四〇%が所得税、八〇%が地方税を滞納しているといわれる。

税務署の差押えに対する闘争は、たとえば茨城、福岡等の組織の強力な地方においては、部落を基礎とする対策委員会、防衛組織、動員体制をととのえ、他の農民団体、労組、民主商工会等と提携し不法な差押えに抗議し抵抗している。これらの村においては、農民の大衆動員による闘争はしばしば税務署と警察など権力機構との直接的なはげしい衝突をひきおこしている(闘争事例参照)。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
